

一般社団法人日本血栓止血学会 診断基準・診療ガイドライン作成委員会内規

(名 称)

第1条 一般社団法人日本血栓止血学会(以下、本会と称する)定款第7章第2条、及び施行細則第26条に基づき、診断基準・診療ガイドライン作成委員会 (以下、本委員会と称する)を設置する。

(目 的)

第2条 本会の責任ある診断基準・診療ガイドライン作成を目的とする。

(設 置)

第3条 本委員会は他学会より渉外担当委員を通して、或いは、本会学術標準化委員会らより、理事会への申請に基づき要事または恒常的に設置される。

(役 員)

第4条 本委員会は委員長と副委員長をおく。

2. 委員長は診断基準・診療ガイドライン管理委員会(以下管理委員会と称する)が指名し、理事会の承認を経て委嘱する。
3. 副委員長は委員長が指名し、理事会の承認を経て委嘱する。

(委 員)

第5条 本委員会委員は概ね10名とする。うち申請部会委員は6名以内、部会外委員2名、外部委員2名の構成とする。

2. 部会委員は申請部会部会長が推薦することが出来る。
3. 部会外委員は管理委員会が合議して推薦・決定し、理事会に対し報告を行う。
4. 外部委員2名は関連学会に理事長または管理委員会が推薦を求め、理事会に対し報告を行う。
5. 委員の任期は当該診断基準・治療ガイドラインが理事会で承認されるまでとするが、委員会が常置される場合はその限りではない。
6. 本委員会は必要である場合、ガイドライン作成に必要なワーキンググ

ループを本会学術標準化委員会の担当部会員で形成することができる。

(事業)

第6条 本委員会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 関連する本会の学術標準化委員会に作成協力を要請する。
- 2) 他学会の関連部門と情報交換を積極的に行う。
- 3) 1)、2)で得られた情報資料を検討し、診断基準・診療ガイドラインを作成する。
- 4) 作成した診断基準・診療ガイドラインを管理委員会に提出する。
- 5) 管理委員会の指示により、理事会に対し報告を行う。

(活動経費)

第7条 会計処理は本会の会計処理基準に則る。

(付則)

本内規は、令和2年11月28日より、施行する。